

第12号議案

蒲郡市水道事業給水条例の一部改正について

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項、第15条第1項及び第27条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の第15条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する工事について適用する。
- 3 施行日前から引き続き給水を受けている場合における改正後の第27条の規定は、平成31年12月1日以後に算定する水道料金から適用し、同日前に算定する水道料金については、なお従前の例による。